

令和5年第1回足寄町議会臨時会議事録（第2号）

令和5年 3月 2日（木曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君	13番	吉 田 敏 男 君

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長 渡 辺 俊 一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
住 民 課 長	金 澤 眞 澄 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 1 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町営温泉浴場）＜P 3～8＞
- 追加日程第 1 議案第 8 号 令和 4 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 2 号）＜P 8～9＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

本日開催されました、第1回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、2月28日に文教厚生常任委員会に付託いたしました、議案第1号の審査報告を受け、審議を行います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第1号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町営温泉浴場）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 委員会審査報告書。令和5年第1回足寄町議会臨時会（2月28日）において付託された事件について、足寄町議会総合条例第138条の規定により、次のとおり報告する。

事件名 議案第1号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について

2、審査の経過 委員会開催日2月28日。

3、決定とその理由 決定 否決。

理由 指定管理者の指定については、地域経済活性化の観点から、また将来的なことも考えて、やる気のある地元業者の運営による浴場としてほしいと考える。

よって、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定については、不相当と考へ否決するものである。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 次に、議会総合条例第67条第2項の規定により、少数意見の留保の手続を行った議員による少数意見の報告をお願いいたします。

7番 高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 足寄町議会総合条例第137条の規定による少数意見の留保をさせていただきます。

浴場の運営は「委託」「直営」「指定管理」の3形態があるが、当委員会は、この間の議論で指定管理を認めてきた。

募集範囲を拡大したことをもって否定とするか。

町外者を選定したことをもって否定するのか。

公募期限直前まで町内業者が浴場運営に名乗りを上げて来なかった実態もある。

執行者側には、4月開業を目標に検討してきた以上、公募範囲の拡大は当然の選択と言える。

以上のことから、指定管理者となる団体には何ら問題がなく、選考内容に問題もなく、業務計画書等に不備もないことから、可決することが妥当と考える。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） これにて、少数意見の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） 2月28日の議案第1号の提案を受けて、各議員からさまざまな意見が出されて、文教厚生常任委員会に付託された、足寄町公の施設に係る指

定管理者の指定について、ただいま文教厚生常任委員会の審査の結果が報告され、否決ということになりました。

その理由と少数意見の留保が、今報告されましたけれども、委員会において、具体的にどのような意見が出され、議論したのかをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁自席でいいですから、答弁、委員長 高道洋子君。

2番。

○2番（高道洋子君） 当日は、2月28日本会議が終わって、その後、委員会がございました。

委員会におきましては、当初、委員以外の説明員と文教委員以外の方がいらっしやいましたので、委員の中から秘密会にしてほしいという発議がございました。

それで、皆さんにお諮りしたところ、秘密会にしてほしいということで、関係者以外の方はその部屋から退出いただきました。

それから、皆さんに3人の説明員が執行者側からありまして、説明を願い、再び説明をお願いしますということでしたけれども、そのとき秘密会にした理由は、まず、もう一つございまして、そのときの2社の申請ありました、2社の方の申請内容ですか、申請内容の2つの役場に提出されましたそれを、私たち委員に配られました。説明員の方から。時間をとりまして一読いたしまして、それは回収されたわけでございますけれども、そのことについて、いろいろ意見っていうのは、当日、その前段の本議会でたくさん皆さん意見を述べたせいか、特に無かったです。

ただ、その後、暫時休憩になりまして、暫時休憩の中でいろいろと2つの申請書を、2社の申請書を見てもなかなか比較することは難しいという意見やら、それから1人の委員からは、もっと事前に水道料とか電気料とか、もう去年のうちから、積算されて金額が分かったと思うということ

で、せめて情報を、そういう分かった時点での情報、金額を、せめて委員会、文教委員会に事前に説明して欲しかった。情報として流して欲しかったという意見がございまして、説明員の方もそれは認めて、そのとおりでしたっていうことでした。

それから、すぐ表決に入りまして、そういうことで表決しまして、反対、賛成、2対2でございました。

2対2でなったので、委員長の表決ということになって、委員長は、反対ということで2対3の表決で終わりました。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、文教委員長の方から論議経過というのは、なかなか無かったと。本会議の中で話したことが多くて、なかなか委員会の中でお話にならなかったっていうことをお聞きしましたけれども、ちょっと自分たちの中では、事業者の業務計画がどんなになっているのか、ということも全く分からないと。いわゆる本会議の中では点数制度ということで、その点数制度で出されてきたということでありまして、じゃあその事業者の事業計画書を各委員が目を通して、本当に議論が本当に起こらなかったのか。そこがちょっと逆に不思議に感じているところでありまして、その業務計画書を目を通した段階で、暫時休憩の中で話しとなったようですけども、休憩以降どのような本当に話になったのかちょっと見えないので、そこら辺ちょっとを教えていただきたいなと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、委員長 高道洋子君。

2番。

○2番（高道洋子君） 本当に特に、賛成反対意見とか、このところが反対だ、ここが賛成だという、御意見は無かったです。

暫時休憩の中のお話は、言っていること

と悪いことありますからね。言えませんが、言うことはありませんので、そこでは具体的な話は多少ありましたけども、表決が早かったのですね。早く、私もここに書いてありますけど、暫時休憩中の意見ばかりでして、要望としてはね、もう少し情報を早く欲しかったということぐらいでした。以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、委員長が言うとおりに、休憩中の話は全く関係ないというふうに思っていますけれども。例えば、業務計画書について、双方に問題がないとすれば、選定委員会で結論づけたことに対して、本当にしつこいようだけれども、本当に活発な議論がなされて、否決されたのかということがすごく心配なのです。

というのは本会議で、各議員さんがそれぞれ思いをぶつけながら、理事者側に答弁をいただいたということにして、そのことで委員会の中でちょっと議論にならなかったということを、事態がちょっと残念かなという思いでいますので、これは答弁はいりませんけれども、そういったことで私の気持ちというものを述べさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

委員長に対する質疑です。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、これにて委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。原案に対する賛成者です。

4番。

○4番（榊原深雪君） 足寄町の公の温泉浴場施設に係る指定管理の指定についての原案について、賛成討論を述べさせていただきます。

このたび、文教厚生常任委員会において

審議され、報告を受けましたが、私は行政から示された指定管理者について、賛成をいたします。

時間をいただき、賛成をする理由について述べさせていただきます。

文教厚生常任委員会から、地元の業者を優先させたいとの考えについては、思いとして理解できるものがございます。しかしながら、先日晒されました、令和5年第1回足寄町議会臨時会提出議案資料の町営温泉浴場指定管理者候補者についての、別紙選定における審査基準表を見ますと、私は、選定基準のうち次の点に主眼を置いて判断し、結論を出すべきものと考えます。

選定基準の3に、管理を安定して行う物的及び人的能力とあります。

その中の審査項目(1)施設の適切な維持管理。この項目の審査の視点として、①施設の質を維持または向上させるものであるか。②災害等緊急時に対応できる体制であるか。③日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

審査項目(2)施設の適切な運営、この項目の審査の視点として、①住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか。②施設運営に必要な資格者は確保されているか。③個人情報保護の体制とそのチェックは適切か。④職員の資質・能力向上を図るように考えられているか。⑤地域住民や関係団体との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。⑥熱意や意欲を持っているか。

選定基準の4に、申請団体の経営状況とあり、この選定基準に重点を置きました。

審査項目(1)経営の健全性。この項目の審査の視点として、①経営状況に問題はないか。②法令などを遵守した経営が行われているか。③同様の施設の管理実績はあるか。

審査項目(2)経営の安定性。この項目の審査の視点として、①財務状況に問題はない

か。

町営温泉施設として、多額の事業費を支出し、管理委託することから、町民に満足される行政サービスの提供に期待し、これらの審査の視点に照らして判断いたしました。

本件につきましては、長時間にわたり審議が尽くされました。行政の説明どおり、今後のより安定した温泉浴場の運営を考えるならば、他の市町村のしかるべき業者に委託し、円滑な事業を展開し、町民への適切な行政サービスを速やかに提供することは、私ども議会に与えられた責務であると考えます。

両者を審査いたしますと、行政から示されました指定管理者が指定するにふさわしいとの結論に至りました。

株式会社オカモトを指定管理者にする賛成討論といたします。

待ちに待った町営温泉浴場が、適切に運営され、町民への行政サービスの場として、町民の声に耳を傾ける場として、町民の憩いの場として利用、発展することを願って賛成討論として終わります。

○議長（吉田敏男君） 次に、原案に反対討論の発言を許します。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 原案に反対討論をさせていただきます。

委員会の方で否決という形になっております。町内の地域活性化の観点から将来考える、やる気のある地元業者の運営にしてほしい、ということに対して、私も同意見でございます。

そもそも、スタート段階でこの審査が、私は間違えていたのかなというふうに考えております。その中で、スタート段階から指定管理を選択するということは正しかったと思うんですけども、その報告、周知方法等のことに関して、十分に周知ができていなかったこと、これに対しては非常に残念であります。

町内業者であれ、町外業者であれ、多分同じ土俵に乗って審議をしたことに関しては、行政のやられたことは確かだと思うのですが、余りにも準備段階において、その辺が、お粗末であったのであろうというふうに私の方は考えております。

よって、原案について反対をいたし、私の反対討論といたします。

○議長（吉田敏男君） ここで رفتり来たり、賛成反対一つずつやりますから、ちょっとお待ちください。

次に、再度でありますけれども、賛成討論の発言を許します。

1番。

○1番（多治見亮一君） 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、可決の立場で発言させていただきます。

足寄町は、足寄町営温泉浴場の4月開業を目指してきました。このことは、議員全員の共通認識であったと思っています。

浴場の運営は、先ほども言いましたけど、委託、直営、指定管理の3形態がありますが、これは文教厚生常任委員会で議論を進め、指定管理で運営することが妥当だというふうに認めてきています。

町執行者が、4月開業を目標に検討してきた以上、公募による募集は当然の選択と言えると思います。

本件以前の指定管理者選定において、指定管理者選定委員会が問題になった記憶が、私にはありません。平成17年に制定された要綱に基づく選定委員会でありませぬ。

28日の委員会での審査では、選定委員会の審査が不適切との声はありませんでした。厳正な審査が行われた場合、私たち議員は、その結果について否決する行為は抑制的であるべきだと思います。

否決できるのは、例えば、不正入札が認められる場合、あるいは、管理者の能力等に著しい問題があることが発覚した場合、犯罪行為の発覚、破産しかけている状態の

発覚等、また、入札仕様に決定的な欠落、法的な欠落等がある場合と解されています。

結果が、感情的な判断や気に入らないからと、否決が許されるのであれば、指定管理者選定委員会の厳正な審査はほとんど意味をなさなくなります。

4月開業を心待ちにしている町民の皆さんをないがしろにし、いたずらに足寄町温泉浴場の4月開業を遅らすことは、議員の皆さんの本意ではないと思います。

冷静な判断で、否決ではなく、可決されますことを皆さんにお願いして、私の意見とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、反対討論を発言を許します。

3番。

○3番（進藤晴子君） 否決の立場で発言させていただきます。

文教委員会として、温泉浴場の方はずっと携わってまいりました。文教委員会でこの間のお話を聞いたときに、確かに指定管理者となる団体には何の問題もなく、公平公正に審査されたとも思いました。

審査内容の2社を見たときに、明らかに違いもありました。

ただ、それはもうどうしても、いろんな事業をやってらっしゃる、そういうノウハウを分かってらっしゃるそういう企業であれば、当然書かれているべきことであって、もう実際にはそれがすぐ出せる情報があったはずです。

8月に、オカモトの方から連絡があったというお話があって、その後のことは分かりませんが、公募をした段階で、業者が名乗りを上げてくるということは多分分かっていたのではないかと思います。

先ほど高橋議員がおっしゃったように、公募をしてその後の審査に関しては特に問題はありませぬ。本当に。ですが、それ以前のことで、同じスタートラインには立っていなかったということが一つと、あと、

審査内容の申請内容を見たときに、私たちのこの温泉浴場は、身の丈に合ったものを作りましょうということで、今でき上がっております。

そこを運営するのに、そこまでの企業が私は必要なかと。そこまでのノウハウを持ってらっしゃる企業じゃなくても、例えば、老夫婦で引退された方がなって、そこにいろいろ町の方が補助をしながら、運営していてもいいのではないかと、そのように個人的には思いました。

ですので、最初の時点でスタートラインが少し同じレベルでいかなかったということと、足寄町の浴場にそこまでの企業は、私は必要はないのではないかと、その辺の2つを考えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再度でありますけれども、賛成討論の発言を許します。

5番。

○5番（田利正文君） この件について、可決の立場で賛成の討論を行いたいと思います。

公募に至った経緯、判断、選定委員会の判定、指定管理者の指定に至る流れに問題は無かったというふうに考えて、賛成するものです。

ただし、私は、2月1日の全員協議会での発言でも明らかなように、地域の企業にやってもらいたい。地域循環型の経済という点。地元で雇用を作る。地域の企業を育てるということを、本当に考えているならば、公募の前後に行政がやれることはまだあったというふうに考えています。

議会を尊重し、情報の共有を積極的に進めるべきだったと。例えば、文教委員会との間で、迅速丁寧な情報提供、共有が出来なかったのか。

もう一つは、足寄で生まれ育った議員の皆さんは、地元の企業、人々との人脈があり、太いパイプを持っていると思います。

こうした議員の皆さんの力に依拠すると

いう考えがあっても良かったのではないかと
いうふうに考えています。

これらについては、今後の足寄のまちづ
くり、あるいは行政の運営に欠かせない視
点だというふうに考えています。

最後になりますが、ここで働くことにな
る労働者の労働環境や労働条件などにも目
配りすることができるように、そういう体
制をしっかりとっていただきたいという要
望をして、賛成討論といたします。

○議長（吉田敏男君） 次に、反対討論を
許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、これに
て討論を終わります。

これから、議案第1号足寄町公の施設に
係る指定管理者の指定について（足寄町営
温泉浴場）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は否決です。

この採決は、原案についての採決であり
ます。原案についての採決であります。

繰り返し申し上げます。この採決は、原
案についての採決でありますので、御注意
をいただきたいと存じます。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛
成の方は起立願います。

ちょっとそのままお待ちください。
ちょっと控えてください。

はい。よろしいです。

6名ということで起立多数でございます。
す。

したがって、議案第1号足寄町公の施設
に係る指定管理者の指定について（足寄町
営温泉浴場）の件は、原案のとおり可決さ
れました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中
に議会運営委員会を開催をお願いをいたし
ます。

午前10時31分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議

を再開をいたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果
の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

ただいま開催されました、第1回臨時会
に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告
します。

これより本日の日程に追加し、議案第8
号について、提案説明を受けた後、即決で
審議いたします。

以上で、本臨時会における議案等の審議
は、本日をもって全て終了する予定であり
ます。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報
告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて委員長の
報告を終わります。

お諮りをいたします。足寄町議会総合条
例第45条の規定により、追加議案を別紙
追加議事日程のとおり日程に追加をし、審
議することにししたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま
す。したがって追加議事日程のとおり、日
程に追加し審議することに決定をいたしま
した。

◎ 議案8号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議
案第8号令和4年度足寄町一般会計補正予
算（第12号）の件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求
めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野孝君） ただいま議題と
なりました、議案第8号令和4年度足寄町
一般会計補正予算（第12号）につきまし
て、提案理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました補正予算書の1
ページをお願いいたします。

議案第8号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に変更はございません。

今回補正いたしますのは、債務負担行為でございます、裏面の2ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為補正といたしまして、町営温泉浴場管理運営業務1件の追加をお願いしてございます。

期間、限度額につきましては、表のとおりでございます。

以上で、議案第8号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2ページをお開きください。

第1表債務負担行為補正追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第12号）についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第12号）についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって本臨時会に付議をされました、案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第1回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前 1時36分 閉会

令和5年第1回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員